

# 全 員 協 議 会

日 時 平成 19 年 12 月 21 日 (金)  
午前 11 時 30 分  
場 所 第 1・第 2 委員会室

## 【 協議事項 】

(1) 中核市移行に伴う組織について

## 中核市移行に伴う組織について

平成19年12月21日

総務部

### 1 趣旨

平成20年4月1日の中核市移行に向け、中核市制度を活用した住民サービスの向上と移譲事務の円滑な遂行の実現を目的として、市保健所組織をはじめとした関係各課の組織機構の見直しを進めているところである。中核市移行に際しては、市民及び関係機関等の理解と協力を得ることが重要であり、関係機関等への周知を早期に進める必要があるため、組織機構見直しの概要を説明するものである。

### 2 組織機構見直しの概要

#### (1) 民生行政に関する事務

ア 社会福祉法人の許認可、社会福祉施設の施設整備費補助並びに社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査等の事務処理を保健福祉部内の地域福祉課、児童福祉課及び介護高齢福祉課において行う。

イ 身体障害者手帳の認定・交付等の事務を保健福祉部障害福祉課において行う。

ウ 母子寡婦福祉資金の貸付、就業相談等の事務を保健福祉部児童福祉課において行う。

#### (2) 保健衛生行政に関する事務

市保健所には、企画総務課、健康推進課、保健予防課及び生活衛生課の4課を配置する。市保健所各課の分掌事務は以下のとおりとする。

##### ア 企画総務課

保健所業務の企画運営、施設の維持管理、各種統計調査、医療施設の開設等届出や毒物劇物の販売登録など医事薬事に関する事務などを分掌する。

##### イ 健康推進課

従来の保健センター組織を統合し、健康相談や健康診査など各保健事業のほか、自立支援医療（育成医療）の申請に関する事務などを分掌する。

##### ウ 保健予防課

予防接種や保健予防に関する事務、結核・感染症の予防など疾病対策に関する事務、難病対策や精神保健相談指導に関する事務などを分掌する。

##### エ 生活衛生課

狂犬病予防、食品営業許可、理美容所の開設届出、旅館業の経営許可など食品衛生、生活衛生に関する事務、井戸水等飲料水検査など試験検査に関する事務などを分掌する。

#### (3) 環境行政に関する事務

一般廃棄物処理施設、産業廃棄物関連業務・施設の許認可事務や使用済自動車の再資源化等の

事務を専門に処理するため、環境部のごみ減量推進課及び清掃業務課を廃棄物対策課及び資源循環推進課に再編するとともに、廃棄物対策課に産業廃棄物対策室を設置する。

(4) 都市計画・建設行政に関する事務

屋外広告物の表示や設置に関する規制・誘導等の事務を都市整備部景観政策推進事務局において行う。

3 組織図 (案)

平成19年度	平成20年度
<p><b>保健福祉部</b></p> <p>保健福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 地域福祉課</li> <li>— 障害福祉課</li> <li>— 児童福祉課</li> <li>— 介護高齢福祉課</li> <li>— 生活福祉課</li> <li>— 医療給付課</li> </ul> <p>保健センター</p> <p>※保育園を除く</p>	<p>保健福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 地域福祉課</li> <li>— 障害福祉課</li> <li>— 児童福祉課</li> <li>— 介護高齢福祉課</li> <li>— 生活福祉課</li> <li>— 医療給付課</li> </ul> <p>保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企画総務課</li> <li>— 健康推進課</li> <li>— 保健予防課</li> <li>— 生活衛生課</li> </ul> <p>※保育園を除く</p>
<p><b>環境部</b></p> <p>環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 環境企画課</li> <li>— ごみ減量推進課</li> <li>— 清掃業務課</li> </ul> <p>クリーンセンター</p> <p>※清掃事業所を除く</p>	<p>環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 環境企画課</li> <li>— 廃棄物対策課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 産業廃棄物対策室</li> </ul> </li> <li>— 資源循環推進課</li> </ul> <p>クリーンセンター</p> <p>※清掃事業所を除く</p>
<p><b>都市整備部</b></p> <p>都市整備部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 都市計画課</li> <li>— 公園みどり課</li> <li>— 建築指導課</li> <li>— 盛岡南整備課</li> <li>— 区画整理課</li> <li>— 市街地整備課</li> </ul> <p>景観政策推進事務局</p>	<p>都市整備部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 都市計画課</li> <li>— 公園みどり課</li> <li>— 建築指導課</li> <li>— 盛岡南整備課</li> <li>— 区画整理課</li> <li>— 市街地整備課</li> </ul> <p>景観政策推進事務局</p>